日本の新たな水際対策措置(検査証明書フォーマット)

1. 12月30日に発表された日本の新たな水際対策措置に関しまして、カナダ(ケベック州)から帰国する日本人については、令和3年1月3日午前0時から明年1月末までの間、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明が必要となり、検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所で14日間待機することを要請されます。

提出する検査証明書については、原則として、以下外務省 HP 記載の所定フォーマットに検査結果を記載するよう検査機関に対して御相談下さい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

- 2. 上記の所定フォーマットによる提出が困難な場合は、上記フォーマットに沿った内容が記載されているものであれば、検査機関独自の形式による証明書でも問題ありませんが、言語は日本語または英語とされています。
- 3. 検査証明書は日本入国時に提出する必要がありますので、検査結果がメール等で送られてくる場合には、事前に印刷して携行してください。
- 4. その他、ご不明点、ご照会等については、以下の厚生労働省相談窓口に直接お問い合わせ願います。

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html